

群馬県適正化通信 NO. 66

適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の 防止等のための省令等の改正について

このたび、(公社)全日本トラック協会長を通じて国土交通省自動車局長から、適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止に向けて、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」による運送条件等に係る重要事項の書面化推進、並びに貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告制度の改正について、次の措置を実施する旨の通知がありました。詳細については、群馬県トラック協会ホームページに掲載してありますので参照して下さい。

1. 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正

貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正し、以下の条文を新たに追加しました。

(適正な取引の確保)

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

2. 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の制定

運送契約に際して、運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての重要事項について、荷主とトラック運送事業者の間で書面により共有することをルール化。

3. 標準貨物自動車運送約款の改正

(1) 荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者からの運送状の発出を原則化

(2) 附帯業務の内容を明確化 等

4. 荷主、元請事業者、利用運送事業者への通達・要請

経済団体、元請・利用運送事業者団体に対して、書面により、安全阻害行為の防止、書面化等への協力を求めています。

5 スケジュール

省令・告示の公布、ガイドラインの公表、通達の発出：平成26年1月22日

施行：平成26年4月1日

● お知らせ

群馬県トラック協会では、群馬運輸支局より講師を招き、下記のとおり「省令改正に伴う説明会」を開催します。FAXにてご案内してありますので参加をお願いします。

記

1. 日時 平成26年3月6日(木) 午後1時30分～
2. 場所 群馬県トラック総合会館 2階 大研修室
3. 定員 先着150名

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821